

(様式第 1 - 1)

プレハブ住宅コーディネーター資格認定講習会受講・受験申請書

平成 年 月 日

一般社団法人プレハブ建築協会  
会 長 殿

会員企業名

〒  
住 所  
所 属  
作成責任者名 (印)  
電 話 ( )  
F A X ( )

プレハブ住宅コーディネーターへの資格認定講習会の受講申込を、下記の通り必要書類を添付し申請いたします。

記

1. 受講申込者数

札幌会場	_____	名
仙台会場	_____	名
さいたま会場	_____	名
東京 A 会場	_____	名
東京 B 会場	_____	名
静岡会場	_____	名
名古屋会場	_____	名
大阪会場	_____	名
岡山会場	_____	名
福岡会場	_____	名
合 計	_____	名

2. プレハブ住宅コーディネーター資格認定申請者

一覧及び結果通知書 (様式第1-2) \_\_\_\_\_ 通

3. 申請者個人票 (様式第1-3)

別紙各人 1 通づつ添付

(様式第1-2)

プレハブ住宅コーディネーター資格認定講習会受講・受験申請者一覧及び結果通知書

No. \_\_\_\_\_

受講会場名		申込者数	名	会員企業名			
				所属部課名			
				作成責任者名			
行番号	※受講番号	受講者氏名 (姓名の上にフリガナをふって下さい。)	生年月日	代理店等名	※判定	※資格認定番号	※採点
01		-----					
02		-----					
03		-----					
04		-----					
05		-----					
06		-----					
07		-----					
08		-----					
09		-----					
10		-----					
11		-----					
12		-----					
13		-----					
14		-----					
15		-----					
16		-----					
17		-----					
18		-----					
19		-----					
20		-----					

見 本

Webシステムより印刷出力して下さい

注) ※印欄は、記入しないで下さい。

※資格認定講習会不合格者で、今回受講する方は「行番号」を○で囲んで下さい。

受講会場名		受講番号	
☆第 回資格認定受講会場名		※同受講番号	
平成 年 月 日			
<b>第47回</b> <b>プレハブ住宅コーディネーター資格認定講習会申請個人票</b>  一般社団法人プレハブ建築協会 会長 殿  プレハブ住宅コーディネーター資格認定講習会の受講を申込みます。		(全面のり付) 写真 24mm×30mm  <b>この写真は認定証に使用します</b>	

(フリガナ) 氏名	.....	会員企業名	
生年月日		代理店等名	
性別			
経歴 プレハブ住宅の 営業関係業務		業務経験部署	
業務 (勤務先所属長)	<b>Webシステムより印刷出力して下さい</b> と相違ありません。 (仮職) (氏名)		

見本

注1. ※印は、第46回資格認定講習会不合格者のみ記入して下さい。  
 注2. 都道府県名欄には、申請者の現在の勤務地（都道府県名）を記入して下さい。  
 ご記入頂きました内容は、プレハブ住宅コーディネーター資格認定講習会に必要な下記の処理を行うためのもので、それ以外の目的には使用いたしません。  
 ①講習会受講に必要な処理  
 ②資格更新認定登録者の必要な処理  
 注3. 氏名の入力には常用漢字のみとなります。氏名が常用漢字で表示できない場合は、手書き欄に外字・旧字を含めた氏名（フルネーム）を書いて下さい。

外字・旧字
※外字・旧字の場合のみ記入 (手書き欄) 氏名

切り取り線以下の受講票は各自保管し、受講時に持参下さい。

..... 切り取り線 .....



**第47回プレハブ住宅コーディネーター  
資格認定講習会受講票**

※必ず写真を貼り持参下さい。

受講会場名		受講番号	
氏名			
会員企業名			

(全面のり付) 写真 24mm×30mm
----------------------------

※出席

**※下記事項を熟読のうえ、講習会を受講してください。**

- 注1. 受講の際は、受講票に氏名・会員企業名を記入、写真を添付のうえ持参し、受付で**出席確認印**を受けて下さい。
- 注2. **講習会開始15分前までに受付を済ませ、講習開始10分前には指定席に着席して下さい。**
- 注3. **遅刻した場合は、試験を受けられません。**
- 注4. 講義の途中で席外し・退席等された場合は遅刻と同様、試験は受けられません。
- 注5. 所定の講義を全て受講された方に限り、試験を受ける資格があります。
- 注6. 車でのご来場は、ご遠慮下さい。